

北海道告示第10600号

北海道が平成30年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成30年 6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

(経済部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>ふるさと経済活性化のための起業応援事業費 道内における創業を促進するため地域課題の解決に資する優れた創業計画を有する者に対してクラウドファンディング型ふるさと納税を活用して創業時に要する経費の一部を補助する。</p>	<p>北海道創業ビジネスグランプリの表彰受賞者であつて、受賞の対象となつた事業計画により新たに創業する者</p>	<p>次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1)創業ビジネスグランプリ特別賞受賞事業 (2)創業ビジネスグランプリ受賞事業 建物、建物付属設備及び構築物の購入、借入及び修繕に係る経費、機械装置の購入、修繕及びリース・レンタルに係る経費、備品の購入及びリース・レンタルに係る経費、広告宣伝費、調査研究費、その他知事が必要と認める経費</p>	<p>(1)10分の10以内(200万円以内、ただし、ふるさと納税による寄付額の2倍を限度とする。) (2)10分の10以内(100万円以内、ただし、ふるさと納税による寄付額と同額を限度とする。)</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号証式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号証式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域 経済局中小 企業課</p>		